

Arknet通信

暑中お見舞い申し上げます。

平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

早いもので今年ももう半分が終わり、後半戦へと突入しました。今年にはオリンピック開催の年で、この号が皆様のお手元に届く頃には熱い戦いが繰り広げられているものと思います。

オリンピックの起源は市民の体力づくりのためのスポーツ大会だそうです。最初のアテネ大会では14ヶ国だった参加国が、前回の北京大会では204ヶ国となっています。今年のロンドン大会では何ヶ国が参加するのでしょうか。

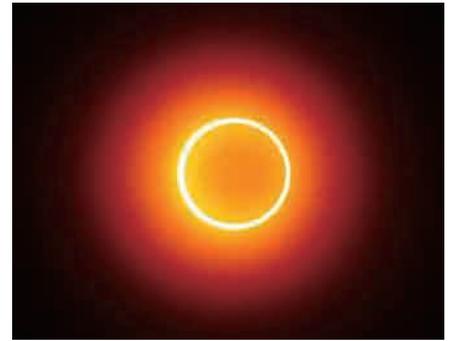
『参加することに意義がある』と言われるオリンピック。それでも勝負の世界では勝敗にこだわるのも必然といえます。ワールドカップやこのような国際競技では『がんばれニッポン!』と熱狂的なニッポン応援団が形成されます。スポーツに限らず、真に『ニッポン』を愛する国民になってほしいと思います。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

2012.07.28 第7号

税理士法人アークネット

静岡市葵区紺屋町11-13



金環日食 2012.05.21

What's New

【修正消費税法改正案、衆議院通過】

平成24年6月26日、同3月30日に上程された「税制抜本改革案（消費増税関連法案）」が3党協議により大幅に修正のうえ衆議院を通過し参議院に送付されました。政局に混乱がなければ、今国会会期中（9月8日）までには成立する見通しです。

今回の修正案は、所得税（最高税率の引上げ等）、相続税（基礎控除の引下げ等の増税）、贈与税（暦年贈与の税率緩和など）等が先送りされ、消費税法の改正（平成26年4月1日8%へ、平成27年10月1日10%へ）のみの内容となっています。

当初「社会保障と税の一体改革」でスタートした議論から、ついに消費税だけが先行、社会保障の議論はどこへいてしまったのでしょうか？

【再生可能エネルギー固定価格買取制度開始】

平成24年7月1日、経済産業省は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を開始しました。

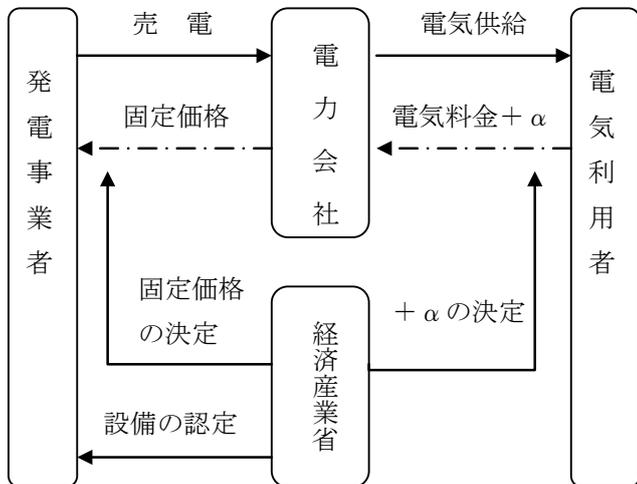
当該制度は、再生可能エネルギーで発電された電気を一定の価格・期間で電力会社等が買い取ることを義務付け、買取に要する費用を電気を利用する者が負担する制度です。

当該制度を後押しするため、導入設備の即時償却を含む「グリーン投資減税」や、各地方自治体による固定資産税の軽減措置がスタートしています。（詳細は、[Tax Information](#)で）

Tax Information

再生可能エネルギー固定価格買取制度 とグリーン投資減税

【制度の概要】



- ① 発電事業者は、発電設備及び保守等について経済産業省から「固定価格買取制度」の認定を受けます。
- ② 発電事業者は電力会社と売電契約を結びます。
- ③ 経済産業省は、②の契約に係る買取価格と期間を決定します。
- ④ 経済産業省は、電力会社の買取費用に関する賦課金 (+α) を決定し、電気利用者が電力会社に支払います。

【買取価格・買取期間】

買取価格・買取期間は、各再生エネルギーの設備種類・規模毎に、発電事業者の適正利潤や発電設備主要部分の更新期間を考慮して毎年度経産省が決定します。施行後3年間は利潤に特に配慮することとなっています。当年度の太陽光発電については、つぎのとおりです。

設備区分	10kw以上	10kw未満
価格(1kw)	42円(税込)	42円(税込)
期間	20年	10年
想定IRR	税前6%	税前3.2%

*10kw未満は住宅用太陽光発電の余剰買取を想定
*当初設備費用、維持費等を考慮し、想定IRRを6%、3.2%として算出された単価。

したがって想定外な事象がなければ、発電事業者に適正な利潤が確保できる単価設定であるとされています。

【グリーン投資税制】(太陽光発電設備)

① 10kw未満

現行のグリーン投資減税(H26.3.31まで)

- 設備取得価額の7%相当額の税額控除(中小企業)
- 取得価額の30%の割増償却(青色申告の法人・個人)

② 10kw以上

新グリーン投資減税

- 設備取得価額の7%相当額の税額控除(中小企業)
- 取得価額の30%の割増償却(青色申告の法人・個人)

H24.5.29からH25.3.31までの間に設備を取得し固定価格買取制度で認定された設備に該当するものに限り、その取得等した日から一年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した事業年度において、取得価額的全額を即時償却(100%償却)が可能。(青色申告の法人・個人)

【固定資産税の軽減措置】

- 対象設備は、固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備。但し、住宅等太陽光発電設備(10kw未満)を除く。
- 対象設備について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を2/3に軽減する。(H24.5.29~H26.3.31)

固定価格買取制度の導入は、再生可能エネルギーでの発電シェアを増加させることが趣旨であり、そのために発電事業者が参入しやすいよう(利潤が確保できるように)、政策的に買取価格を設定したり、税制面や補助金面でバックアップしています。逆に利用者の立場からすれば、電気料金は増加しますが・・・

現在、太陽光パネル業者のホームページ等では、様々な収益シミュレーションができるようになってきていますので、遊休資産の活用やサイドビジネスご検討の際は、選択肢の一つになるものと思います。因みに普段目にする住宅用設備は3~5kwの容量です。

同様の制度はスペイン・ドイツで破たんしていますが、10年超は制度として維持されていました。

電気使用量の節減という視点からは、蛍光灯からLEDへの取替を検討されている方も多いと思います。

【質疑応答事例】

自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の取替費用の取扱いについて

【照会要旨】

当社では、節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることを考えていますが、その取替に係る費用については、修繕費として処理して差し支えありませんか。

なお、当社は、これまで蛍光灯が切れた際の取替費用を消耗品費として処理しています。

【取替の概要】

- ① 事務室の蛍光灯100本すべてを蛍光灯型LEDランプに取り替える。なお、この取替えに当たっては、建物の天井のピットに装着された照明設備(建物附属設備)については、特に工事は行われていない。
- ② 蛍光灯型LEDランプの購入費用 10,000円/本
- ③ 取付工事費 1,000円/本
- ④ 取替えに係る費用総額 1,100,000円

【回答要旨】

照会要旨に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおり解して差し支えありません。

(理由)

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯(又は蛍光灯型LEDランプ)は、照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

しかしながら、まだまだLEDへの買い替えはハードルが高いと思いの皆さまには、「省エネタイプの蛍光灯」も注目を集めています。

新連載『資金調達の極意』

賢い借金の仕方②

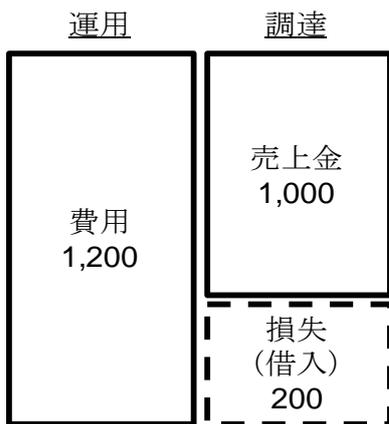
日々の経営の中で、必ず直面する課題として、資金繰り、或いは資金調達と言ったお金にまつわるお話は尽きないものと思われまます。

前段に続き賢い借金の仕方と言う事で、2つの目の種類の借入金について解説します。日々の資金調達を考える際の参考に頂ければと思います。

【類型2-赤字資金借入】

今、今期の売上金の回収見込みが1,000万円の中、1,200万円の経費その他の費用がかかるものと見込まれている状況だとします。所が手元には100万円しかない。このような場合、費用支払いの穴埋めに対し、最低限100万円をどこかから調達する必要性が生じます。この資金不足に対し200万円借り入れを起こすとすると、下記のように図示出来ます。

<図表 (単位：万円) >



<図表>に左側の「運用」にある費用は、単純な経費の支払いのみならず、当初目論んでいた利幅の商売が出来なかった事による見込み違いや、販売できると見込んで仕入れた商品が急激に不振に見舞われ販売不能となった場合（不良在庫）、販売先の倒産等による回収不能額（貸倒れ）も含まれます。即ち、前段で解説した運転資金が回収出来ない可能性が高くなった場合の費用も含まれる事に留意下さい。

<図表>従って借入金を起こした場合、今期の決算の段階では、資金不足を起こすことなく事業を継続できるものと見込まれます。ここで【類型1】との状況の大きな違いに着目して下さい。【類型1】の場合、借入をした段階では、直ぐに販売できる商品が手許にあります。このケースでは借入をした段階でその資金は会社から消えて無くなっています。つまり資金回収の糧（物的担保）がどこにもありません。

このような事態になった際に、今回借り入れた200万円はどのように返済しなければならないか想定してみましよう。その返済原資の確保のためには【類型1】で解説した取引条件の変更を行う事も考えられますが、その程度では不十分となる可能性が高いです。次に考えられるのが売上の一層の拡大です。所が、売上の一層の拡大のためには、また新たな資金調達が必要となるケースが容易に想定されます。無限に借り入れが出来る経済状況であれば良いのですが、資金赤字を生じさせてしまった会社の場合、それも非常に困難で、限度があります。一番有望かつ予測が可能なのは経費の節減です。しかしながら、その経費の節減も、一気にゼロにすることは非現実的でありまますので、その効果も限定的になります。

経費の節減は、会社経営にとって血のにじむような努力が必要になりますし、そうして得られた返済原資も、このケースでの単年度の損失200万円を一気に返済するまで短期に回復するケースは非常に稀です。

従ってこの性質の借入に関しては、長期計画的な経営体質の向上（利益を長期間に亘って安定的に獲得できる仕組み作り）を行った上で、長期間に累積して行く利益を原資に返済する事になります。

ここで、もしこの物的担保の無い【類型2】の借入を行うとした場合、どの程度の資金調達が可能となるでしょうか。一般的には（経常利益×0.6+減価償却費）の3~5年分程度が健全な水準であると評価されます。この年数が10年に近づく、或いはそれ以上を調達している企業も多く存在しています。これら年数は裏を返せば、その期間だけ、借入金の呪縛から解放されるまでの期間が掛かることを示しています。今の低金利時代が確実に継続するのであればまだしも、10年或いはそれ以上の期間に亘り、借入金の返済を常に念頭に置きながら経営して行かなければならない状況と言うのは非常に厳しいものと想定されます。

借入金と上手に付き合う方法は色々あり、ここまでそのエッセンスを簡素化して解説して参りましたが、全ての手法について、先手先手で手を打つ事が肝要になります。特に一旦【類型2】の借入を起こす必要性が生じた場合、その後の計画を綿密に練らなければ、借入金の呪縛が一層厳しくなるので、入念な準備が必要です。

税理士法人は貸付は出来ませんが、「資金を上手に活用する」事も色々のご支援出来れば、と思います。

(森 孝義)

アイゼット省エネ 三大ミステリー

今回は東京事務所のクライアント様である、株式会社アイゼット様の照明をご紹介します。
電力半分大作戦!?
東京事務所にも設置済みです。

会社概要

(株)アイゼット
長野県上伊那郡南箕輪村 6201-1

Tel:0265-71-8822
Fax:0265-71-8800
<http://www.iz-inc.co.jp>

資本金 / 40 百万円
年商 / 30 億円
(2012 年度実績)

ミステリー1 なぜ長野の村にある零細企業が大手 有名企業の省エネ対策に採用されているのか!?



様々にニーズに対応出来る製品造り



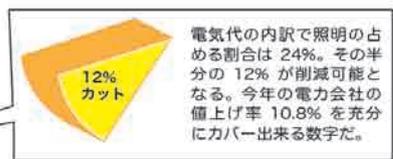
メディア・新聞などでも大きく取り上げられています

YouTube にて配信中 **電力半分大作戦** **検索**

ミステリー2 IZ 製品でしかできない照明コストを半分にすれば全体コストの 12% 削減可能!

我々は出来ます!!

明るさを変えず
2本から1本へ



ミステリー3 なぜ LED ではないのか?

①まだまだ値段が高い ②まだまだ光の質が不十分 ③まだまだパワーが足りない

某〇〇銀行、某〇〇様事務所、採用事例資料ございます! 詳細お問合せは。。。 **電力半分大作戦** **検索**

〜ぼやき〜

大飯原発本格稼働しましたね。そのタイミングで東電の事故処理報告の中で「これは人災だ」と位置付けられていましたが、大飯原発が人災とならないことを祈るばかりです。

さて、本格的な夏到来。暑いですね。「暑い!」と言ったら 100 円罰金なんてことをやったことありますよね? 罰金というのは払う側も貰う側も嫌なものです。税務署や警察は平気な顔して(むしろやったぜ的な顔で)とっていきますよね。

ところで『インディゴ・ブルーの魂』っていう言葉をご存知ですか? どんなブルーかというとブルーローズの色ですね。我々(50代)は魂の色が紫だそうです。最近の子供はクリスタルチルドレンといわれているようです。それが、何か? っていうことですが...

(野呂伸一郎)

ホームページ開設のお知らせ

税理士法人アークネットのホームページをリニューアルしました。

『メタボ診断』が一部公開されています。会社のデータでぜひお試しください。今後は機能を順次拡張していく予定です。

どうぞご期待ください。
皆様のご来訪をお待ちしております。

<http://www.arknet.info>

税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811